

会社法第 791 条第 1 項第 1 号に定める事後備置書類  
(吸収分割に関する事後備置書類)

2024年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項  
(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号  
株式会社ラウンドワン  
代表取締役 杉野 公彦

株式会社ラウンドワン（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社ラウンドワンジャパン（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年5月19日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年4月1日として、吸収分割会社が営むボウリング・アミューズメント・カラオケ・スポッチャ（スポーツを中心とした時間制の施設）等を中心とした屋内型複合レジャー施設の運営事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 組織再編が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2024年4月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

- 反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）  
該当事項はありません。
- 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）  
該当事項はありません。
- 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）  
分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当する事項はありません。
- 債権者異議手続について（会社法第789条）  
分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年2月15日付の官報および電子公告において、債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 15 日付の官報において、債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法 施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割契約に基づき、分割会社の本件吸収分割対象事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

資産の額 66,099 百万円

負債の額 28,350 百万円

5. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収分割による変更の登記）をした日（会社法施行規則 第 189 条第 5 号）

2024 年 4 月 1 日（予定）

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上